メッセージ

被災地からのメッセージ

全国の皆さまへ

消費者信用生協 釜石事務所所長

として1969年9月2日に設立された消費者信用生協。組合員の出 所所長の紺野 忠さんにお話を伺いました。 務所を設置しているほか、出張相談会も行なっています。 青森県(青森・八戸)、岩手県(盛岡・北上・釜石・ 金の貸付や生活に関する相談事業を行なっています。信用生協では、 資金と銀行からの借入金を原資に、共済事業として組合員への生活資 協同互助の精神」に基づき、全国で唯一の貸付事業を行なう生協法人 関 の6カ所に事 釜石の事務



消費者信用生協・釜石事務所所長を務める紺野 忠さん。

響はいかがでしたか? 法律相談会の実施などをされてい るそうですね。

受けました。 私たちも、 とても大きな被害を 信用生協の組合員さ

00000

•

•

•

0000

• •

•

•

• • 0 •

0000

•

•

組合員を失い 震災で43人もの

談と弁護士・司法書士による無料 で年 信用生協では、 間約4、000件の 東日本大震災の影 6カ所の事務 面談相

失った方は数え切れません。 いう時こそ融資は頼もし この震災では、 家や仕事を い味方 こう

たが、それも徐々に落ち着き、現 ち4人に3人が被災された方でし 発災からしばらくは相談者のう

行方不明の方も4人もいらっしゃ 移転を余儀なくされました。 務所の施設も津波の被害を受けて います。私が所長を務める釜石事 んのうち亡くなられた方は43人、

在は全体の2割弱です。

配当・利用高割戻しは見送らざる 失として計上したことから、 受けました。2010年度末決算 を得ませんでした。 では、多額の貸倒引当金を特別損 もちろん経営にも大きな打撃を 出資

関する情報提供に努めています。 災者の皆さんに対して生活再建に は移転先での事務再開に至り、 開始に努め、発災から1カ月後に 方で、釜石事務所の早期事業 被

> きていない状況です。 中心にまだたくさんの方が就職で が限られておりますし、 きていますが、建設関連など職種 が打ち切られる今後が心配です。 支給されているためで、支援など はそれほどの増加はしていません。 加を見込んでいましたが、 義援金・支援金、 公的給付などが 県内の有効求人倍率は上がって 私たちも被災者の急激な利用増

ど、困っている方が足を運びやす 再建支援や自殺防止対策に取 ポートセンター※とも連携し、 各自治体やNPOいわて生活者サ くしたいと思っております。また、 提携で地域相談会を実施するな ことになります。 済んでいた家賃が転居先では必要 ほか、仮設住宅では負担しなくて ぐために、岩手県の21市町村との になりますから、 んでいます。 沽困窮者や多重債務者等への生活 さらに住宅の二重ローン問題 最悪の事態を防 家計を圧迫する

9月25日発行の「つながろうCO・OPアクション情報」34号

00000000

0000

00000000000000

۱ • •

•

. •

• •

• -•

0

• • 段」であり、

目的は「生活の改善

(http://shinsai.jccu.coop/) に掲載のメッセージ全文です。

困 走していきたい っている方に

付けを行われているのですか? 具体的には、 どのような貸し

自治体発行の罹災証明書をお持

走していきたいと思っております。

(取材日 2013年7月12日)

ても100万円(金利は年3%) 以上であることが要件となります。 県・青森県内に勤務されている20歳 岩手県・青森県内に居住または岩手 るものは除きますので、車両を仕事 他の融資制度と同様、 を限度に、貸付対象となります。 がなされるまでの間は、収入がなく な場合などは、災害弔慰金の支給 ご家族の捜索のために車両が必要 上に自動車と仕事を失った方が、 を貸し付ける制度もあります。 であれば、給付までの「つなぎ資金」 ちで、公的給付等を受けられる方 に使うとなると、難しくなります。 たとえば、ご家族を亡くされた 生協の貸付は、あくまでも「手 事業性のあ

ということですから、ご家族に連 と向上」です。貸付とは、 帯保証人となっていただくように 改善が見込まれる場合にのみ行な しています。 い、個人への貸付ではなく「家計 「家計への貸付」とは、「家に貸す」 、の貸付」を原則としています。 家計の

検や医療、冠婚葬祭費用などの生 などにより、「どこからも借入す 容も多重債務関連よりも、 れつつあります。 制もあり、多重債務問題は解消さ こうした問題を解決しています。 家族にも知っていただくことで、 ディーに、誰にも相談せず借金が 債務問題は、「簡単・便利・スピー うが増えています。 活費を貸付する制度のご相談のほ ることができない方」のために車 産などの債務整理を行なったこと しまいました。信用生協では、ご できること」で、問題が広がって 90年代以降に顕著になった多重 ただし、現在は貸金業法上の規 当所での相談内 自己破

のアドバイスができると思います。 まずは来ていただければ、何らか

ニーズにお応えできております。 だきます。釜石事務所では、 もしご期待にそえなくても、 行けず、困っていらっしゃる方に伴 際に融資を実行した率は63%と、 5月末現在、 再建の道を一緒に考えさせていた 今後も、お金のことでどこにも 相談件数に対し、 13 実

特定非営利活動法人いわて生活者サポー 大通)は、「ギャンブル依存の悩み相談」と トセンター(石橋乙秀理事長、盛岡市南 「暮らしの再建・自立支援」 一に関する相談

*